

食育活動表彰手続等について

	平成28年10月13日付け	28消安第2745号
一部改正	令和2年6月25日付け	2消安第1481号
一部改正	令和3年4月12日付け	3消安人第7号
一部改正	令和3年5月24日付け	3消安人第47号
一部改正	令和4年4月19日付け	4消安人第11号
一部改正	令和5年5月17日付け	5消安人第27号
一部改正	令和6年6月4日付け	6消安人第37号

大臣官房参事官（兼消費・安全局）
消費・安全局消費者行政・食育課長通知

食育活動表彰実施要領（平成28年10月12日付け28消安第2727号消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）第5の1及び第13の規定に基づき、表彰の実施に関し必要な事項について、以下のとおり定める。

記

1 推薦対象

実施要領第3（1）及び（2）に掲げる者とする。ただし、教育関係者・事業者部門にあつては、同年度中にボランティア部門の表彰を受けるべき者として推薦されている者を除くこととする。

2 推薦の方法

（1）実施要領第3（1）ボランティア部門関係

① 都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長（以下「指定都市の長」という。）は、農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）からの推薦依頼に基づき、推薦調書（様式1）により、ボランティア部門の表彰を受けるべき者の推薦を行うこととする。

なお、実施要領第3の（1）の②に掲げるボランティアとして活動している個人又は団体について、自薦での応募も可とする。この場合においても、ボランティア団体等は、推薦調書（様式1）により応募することとする。

② 都道府県及び指定都市の長は、推薦に当たり確認書（別紙1又は別紙2）を添付することとする。

大学（短期大学を含む。）、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」という。）の学生又は大学等の学生を主体とする団体が、食育推進ボランティアの部に応募する場合、当該学生又は団体を推薦する者は、自薦・他薦を問わず、大学等の長の確認書（別紙3）を添付することとする。

（2）実施要領第3（2）教育関係者・事業者部門関係

① 教育関係者・事業者部門の表彰を受けるべき者の推薦を行おうとする者は、自薦・他薦を問わず、推薦調書（様式2）により応募することとする。

② 大学等の学生又は大学等の学生を主体とする団体が、教育等関係者の部に応募する場合、当該学生又は団体を推薦する者は、自薦・他薦を問わず、大学等

の長の確認書（別紙４）を添付することとする。

（３）共通事項

- ① 推薦に際しては、実施要領第３に掲げる部門ごとの推薦調書（様式１又は様式２）に食育活動の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に記載することとする。
- ② 複数の者が連携・協働して行う活動の場合は、代表する１者（以下「代表者」という。）を推薦することとし、代表者が推薦の対象となる実施要領第３に掲げる部門に応募することとする。
- ③ 推薦する活動については、各省庁の法令や計画等と齟齬がないものであることとする。
- ④ 過去に本表彰において受賞歴がある場合、受賞時と類似の活動内容に対しては、同じ賞を授与しないこととする。
- ⑤ 受賞者の公表後に、重大な法令違反が明らかになった場合、その他受賞者としてふさわしくない行為を行ったとき、又は応募書類に虚偽の内容や不正があった場合は、受賞を取り消すこととする。